

平成 30 年
第 5 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 5 月 29 日（火） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員（ 19 人）

会長 1 番 寶代 行廣・

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

7 番 田中 司 6 番 東 鈴子 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴

4. 欠席委員（ 1 人）

10 番 吉崎 久男

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 24 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 6 議案第 25 号 農地法第 5 条申請の取下げについて

○ 日程第 7 議案第 26 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について

○ 日程第 8 議案第 27 号 農地の競売・公売参加適格証明願いに対する証明書交付
決定について

○ 日程第 9 議案第 28 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 10 議案第 29 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決
定について

○ 日程第 11 議案第 30 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決

定について

○ 日程第 12 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

○ 日程第 13 議案第 32 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について

○ 日程第 14 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 中村 信介

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは出席確認を行います。吉崎 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより平成 30 年第 5 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 120・121 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により5番 宮原 耕一 委員、7番 田中 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日5月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3ページからになります。農用地利用集積計画による通知事案です。15件の合意解約がなされました。うち議案審議に係る分が、8件です。詳細は4～14頁をご覧ください。内容は、賃貸人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、〇〇の〇〇〇〇さんほかの申し入れです。解約の主導は、借り人主導によるものが11件、貸し人主導によるものが3件、中間管理事業への載せ替えが1件となっております。地目ごとの内訳は、田が7筆で4,897 m²、畑が113筆122,040 m²、合計120筆126,937 m²の合意解約となります。地域別では、潁娃3件、知覧6件、川辺6件となっております。以上で、説明を終わります。
ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は17 頁からになります。今回新規で認定されたのは6 件です。再認定が2 件あります。先ず、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで潁娃の〇〇地区を中心に甘藷 110 a 人参 40 a の経営を行っていましたが、弟が就農したのを機に法人を立ち上げ、今後甘藷 400 a 人参 100 a 施設オクラ 7 a の経営への規模拡大をめざし、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や経営管理、生産方式の合理化を図るとともに制度資金を活用し農業機械の整備を行いたい考えです。

次に、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、〇〇地区で青果用甘藷及び人参等露地野菜の栽培を行っていましたが、今後、品質の向上・地力改善・コスト削減に努め経営の改善を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や生産方式の合理化を図りたい考えです。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地区で、茶の経営を行っていましたが。今後も規模拡大を目指し経営の安定と所得の増加を図りたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や生産方式の合理化に努めたい考えです。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで兼業で、〇〇地区で加工用甘藷の生産を行っていましたが、今回農業一本化となり作付面積を拡大していき機械化を図り所得の向上に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や経営管理・生産方式の合理化を図りたい考えです。

次に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで3 名で水稻 20 h a ・WC S 5 ha 飼料用米 5 ha ネギ 1 ha の経営を行っていましたが今後畑作の拡大、社員の増員に努め経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や生産方式の合理化を図るとともに制度資金を活用し機械の導入を行いたい考えです。

次に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、〇〇地区で170 頭の牛を飼育し酪農を営んでいるが、今後、牛の個体管理の徹底によりロスをなくしコスト低減による所得向上を考えます。

経営改善目標を達成するために、労務管理による作業の効率化を図り併せて農業制度資金の活用を希望しておられます。

以上です。尚、再認定等については、お目通しください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第24号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。今回は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、緑化樹の生産販売の経営等で、会社設立は平成29年11月、構成員は2人となっています。資本金の額は50万円で、経営計画書にありますように、今後農地を取得し104,984㎡の経営面積になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、株式会社です。「構成員要件」については出資者2人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、緑化樹の生産・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、農産物（甘藷・人参）の生産・加工・販売等で、会社設立は平成6年6月、構成員は4人となっています。資本金の額は500万円で、経営計画書にありますように、今後農地を取得し30,646㎡の経営面積になります。農地所有適格法人の要件は先に述べた通りで「法人形態要件」については、有限会社です。「構成員要件」については出資者4人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、農産物の生産・加工・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第24号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 24 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 6 議案第 25 号 農地法第 5 条申請の取下げについてを議題といたします事務所の説明を求めます。

農地係長 農地法第 5 条申請書の取下げの審議番号 1 番，2 番を説明いたします。昨年の 5 月の委員会でご審議顶きましたが，保留になった案件で，11 月の委員会でも経過報告をしたところですが，計画区域を見直すため今回取下げるところです。なお，この案件は，計画区域を見直し，書類が整い次第，再度提出される予定です。以上で，説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今事務所から説明のありました案件について，審議をお願いします。

議 長 質問，ご意見はございませんか。

委 員 「無し」の声あり

議 長 質問，ご意見がありませんので，採決いたします。
議案第 25 号 農地法第 5 条申請の取下げにについては，申請通り承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 次に、日程第 7 議案第 26 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。まず農用地区域への編入について下之門委員お願いします。

下之門委員 農業振興地域整備変更計画書（案）について報告いたします。議案資料 38 号，審議番号 1 番です。申請人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は，川辺町〇〇他 19 筆，宅地 7,973 m² 雑種地 5,856 m² の計 13,829 m² です。申請地は，養豚場で農業用施設用地に該当しますが，農用地区域外であるため今後畜舎の環境整備等補助事業導入を計画しており農用地区域へ編入するものです。申請地は，川辺庁舎から〇〇に直線〇〇

k mの〇〇集落の北側付近に位置します。詳細は、議案資料の 39・40 頁をご覧ください。申請地は、農用地区域の外周部に隣接しており農地の集団化が図られ作業の効率化も見込まれることから、農用地区域内への編入については特に問題はないと判断しました。

議 長 次に月野委員お願いします。

月野委員 同じく議案資料 38 頁、審議番号 2 番です。申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、川辺町〇〇他 19 筆、山林の 28,652 m²です。申請地は、養豚場で農業用施設用地に該当しますが、農用地区域外であるため今後畜舎の環境整備等補助事業導入を計画しており農用地区域へ編入するものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線〇〇 k mの城の〇〇の南側付近に位置します。詳細は、議案資料の 41・42 頁をご覧ください。申請地は、農用地区域外で農地の集団化が図られ作業の効率化も見込まれることから、農用地区域内への編入については特に問題はないと判断しました。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。審議番号 1 番・2 番ともに、内容については、現地調査員の説明のありましたとおりであります。それぞれの申請地は、農用地区域の外周部に隣接しており、農地の集団化が図られ効率的な作業の実施が見込まれることから今回の編入については特に問題はないと思われます。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 26 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 26 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第8議案第27号 農地の競売・公売参加資格証明願に対する証明書交付決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、農地の競売参加適格証明願に対する証明書の交付決定について説明いたします。申請物件は、鹿児島地方裁判所からの農地の競売で、穎娃町〇〇番2, 909 m²の畑他になります。今回の申し出につきまして、農地法第3条の許可基準に基づき申出者の経営面積、農業従事者数等について審査しましたが、議案資料44ページの「申請人の状況」欄にありますようにいずれの要件も満たしている適格者であることを確認しましたので報告いたします。なお後日、鹿児島地方裁判所より入札の結果に基づき、最高価格買い受け申し出人として定められ、改めて3条申請が提出された場合において、申請内容が相違ないと確認されたときは、会長判断で処理されることとなります。 以上で説明を終わります。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第27号 農地の競売・公売参加資格証明願に対する証明書交付決定については、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第27号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第9議案第28号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。46ページからになります。今回の申請は、所有権移転8件になります。所有権移転について、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申請であります。内訳は、田が4筆で2,223 m²、畑が6筆で4,429 m²、合計10筆6,652 m²となっています。理由は、1番・2番・6番・7番が規模拡大、3番が姉から、4番が義理の姉から、8番が知人か

らの受贈，5番は相手方の要望となっております。土地の取引価格につきましては，10aあたり，田が250,569円で，畑が193,798円から778,589円で売買される予定です。地域別では，潁娃4件，知覧1件，川辺3件でございます。また，法第3条第2項各号の判断については，47～50の調査書のとおりでございます。以上の案件については，農地法第3条第2項各号には該当しないため，事務局としましては，許可要件のすべてを満たしていると判断するところです。以上で，説明を終わります。

ご審議方宜しくお願い致します

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問，ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，ご意見がありませんので，採決いたします。
議案第28号 農地法第3条許可申請に対する許可については，全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって，議案第28号 農地法第3条許可申請に対する許可については，全案件については，申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に，日程第10 議案第29号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。まず，現地調査員の報告を求めます。
先ず，松永委員をお願いします。

松永委員 4条について報告いたします。52の，審議番号1番です。申請人は，枕崎市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は，潁娃町〇〇番，畑の826㎡の内152㎡です。申請人は，借家住まいであるが，申請地奥の宅地に住宅を建築しようとするものがありますが，その住宅への通路及び排水路が無いため申請地を整備するものです。申請地は，潁娃庁舎から〇〇に直線約〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は，議案資料の53～55の地図をご覧ください。申請地の北側は宅地に，西側は市道に，南側と東側は残地畑に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく，雨水は道路側溝へ放流し，汚水・生活雑排水は浄化槽で処理して水路へ放流し，日照・通風等についても現状のままで利用するので，影響を及ぼす恐れはありません。このことから，通路への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次に永山委員お願いします。

永山委員 52 頁，審議番号 2 番です。申請人は，鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は，知覧町〇〇6 番，他 2 筆 畑の 2,321 m²です。申請地は，周囲が山林で生産性も低く，今後も耕作の見込みもないことから山林として管理しようとするものです。申請地は，知覧庁舎から〇〇に直線約〇〇 km の〇〇の北側付近に位置します。詳細は，議案資料の 56～57 頁の地図をご覧ください。申請地の北側と東側は畑に，西側は山林に，南側は市道に接しています。現状のままで土砂等が流出する恐れはなく，日照・通風等については，影響を及ぼす恐れはありません。このことから，山林への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 4 条の審議番号 1 番と 2 番を補足説明いたします。審議番号 1 番です。立地基準ですが，周囲に 10ha 以上の集団性があり，生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが，申請地周辺には概ね 50m 以内に 3 戸以上の住宅が連担しているため，第 1 種農地の中で例外的に許可できる「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われる。このことから，通路への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に，審議番号 2 番です。立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，「第 2 種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については，特に必要ありません。現状はすでに植林され約 35 年が経過し山林となっており始末書も添付されているところです。許可後の速やかな転用も確実であると思われる。このことから，山林への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で，説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問，ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，ご意見がありませんので，採決いたします。
議案第 29 号 農地法第 4 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については，申請どおり許可し，県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 29 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第 11 議案第 30 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願いします。まず、所有権移転の 8 件の報告をお願いします。まず①②番について松永委員をお願いします。

松永委員 所有権移転の審議番号 1 番、2 番について報告いたします。59 ㍿、審議番号 1 番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鰐住町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、鰐住町〇〇番、畑の 500 m²です。譲受人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、鰐住庁舎から〇〇に直線約〇〇 km の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 62・63 ㍿をご覧ください。申請地の北側と西側と南側は畑に、東側は市道に接しています。盛土を 50cm 程度行い、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号 2 番です。譲受人が、鰐住町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鰐住町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、鰐住町〇〇番、畑の 582 m²です。譲受人は現在、親と同居していますが、子供も大きくなり手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、鰐住庁舎から〇〇に直線約〇〇 km の〇〇に位置します。詳細は、議案資料の 64・65 ㍿をご覧ください。申請地の北側と南側は畑に、西側は茶工場に、東側は水路を挟んで道路に接しています。現状のままで利用し、周囲にブロック塀を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。また、申請面積が 500 m²を超えますが、申請地は道路からの進入路の確保が必要なことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議長 次に永山委員をお願いします。

永山委員

59 号，審議番号3 番です。譲受人は，鹿児島市〇〇の〇〇〇〇〇〇です。譲渡人が，
穎娃町〇〇の〇〇〇〇〇〇 さんです。申請地は，穎娃町〇〇の一部 他1 筆で，宅地
・畑の10,741.21 m²です。申請地は，穎娃庁舎から〇〇に直線〇〇km の〇〇の北
部に位置します。申請地は，日照条件が良く太陽光発電に適していることから，申
請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。詳細は，議案資料
の66～68 号の地図をご覧ください。現状のままで利用し，砂利を敷均し，防護柵
を設置するので土砂流出等の恐れはない。雨水は北側へ勾配をつけ調整池を設け越
水箇所にフトンカゴを設置し流速を緩和し山林へ自然放流し，日照・通風等につい
ては施設高1.0m 程度とするので影響を及ぼす恐れはありません。このことから，
太陽光発電施設への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

次に，60 号，審議番号4 番です。譲受人が，知覧町〇〇の〇〇〇〇〇〇です。譲渡人
が，鹿児島市〇〇の〇〇〇〇〇〇 さんです。申請地は，知覧町〇〇の一部で，畑の156
m²です。申請地は，知覧庁舎から〇〇に直線約〇〇km の〇〇に位置します。申請
人は食肉加工業を営んでおり，現在，工場増設の途中であり，市道からの新工場
への道が狭く危険なうえ効率が悪いので，通行できる道路を整備しようとするも
です。詳細は，議案資料の69～71 号の地図をご覧ください。申請地の北側は田，
南側は道に，西側は宅地に，東側は市道に接しています。現状のままで利用し，道
路沿いに水路を設置するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は水路に放流し，日照
通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことか
ら，通路への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終
わります。

議 長

次に下之門委員お願いします。

下之門委員

60 号，審議番号5 番です。申請人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。譲渡人が，
川辺町〇〇の 〇〇〇〇〇〇〇〇です。申請地は，川辺町〇〇他1 筆 田の454 m²です。譲受
人は現在，借家住まいで手狭になってきたことから，申請地を譲り受けて，一般住宅
を建築しようとするものです。申請地は，川辺庁舎から〇〇に直線約〇〇km の〇
〇に位置します。詳細は，議案資料の72・73 号をご覧ください。申請地の北側は畑
に，西側は市道に，南側は宅地に，東側は田に接しています。現状のままで利用す
るので土砂流出等の恐れはなく，雨水はため枡を設け水路に放流し，污水・生活雑
排水は浄化槽で処理して水路へ放流し，日照・通風等については緩衝地を設けるの
で影響を及ぼす恐れはありません。このことから，一般住宅への転用は，やむを得
ないものと判断いたしました。

次に審議番号6 番です。譲受人が，川辺町〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。譲渡人が，鹿
児島市〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請地は，川辺町〇〇，畑の96 m²です。申請人は，
駐車場を所有しておらず，申請地を譲り受けて，駐車場として確保しようとするも

のです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線約〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の74・75ページの地図をご覧ください。申請地の北側は水路に、南側は道路に、西側と東側は宅地に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、日照・通風等については影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に審議番号7番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、神奈川県〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の636㎡です。申請人は、畜産業（肥育牛）を営んでおり、申請地を譲り受けて、仕事上使用するトラックの駐車場及び資材置場として確保しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線約〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の76・77ページの地図をご覧ください。申請地の北側は雑種地に、西側は宅地に、南側は道路に、東側は畑に接しています。現状のままで利用し、擁壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ放流し、日照・通風等については影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場及び資材置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議長 次に月野委員報告をお願いします。

月野委員 61ページ、審議番号8番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇他2筆、田畑の249㎡です。申請人は、建設業を営んでおり、会社の出入口が狭く、また、大型車両を停めるため、申請地を譲り受けて、社員及び来客用の駐車場を確保しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に直線約〇〇kmの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の78・79ページの地図をご覧ください。申請地の北側は国道に、南側は田に、東側は事務所に、南側は宅地に接しています。盛土を50cm程度行い、砂利を敷き、既設よう壁があるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は勾配をつけ水路へ放流し、日照・通風等については影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議長 次に使用貸借権設定について報告をお願いします。月野委員をお願いします。

月野委員 次に80ページ 貸借権設定 審議番号1番について報告いたします。借人が、神奈川県〇〇の〇〇〇〇さんです。貸人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇の一部 畑の433㎡です。申請地は、知覧庁舎から〇〇に直線約〇〇kmの〇〇の手前に位置します。詳細は、議案資料の81～84ページの地図をご覧ください。申請地の北側と西側は県道に、東側は原野に、南側は畑と山林に接しています。現状のままで利用し、のり面保護を設けるので土砂流出等の恐れはなく、

雨水は溜枿を設け道路側溝へ放流し、日照・通風等については、施設高 1.5m 程度あり影響を及ぼす恐れはありません。このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

所有権移転の審議番号 1 番から 8 番を補足説明いたします。審議番号 1 番です。立地基準ですが、300m 以内に石垣駅の施設があるため、「第 3 種農地」の「300m 以内農地」と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、土地改良区からの回答が添付されております。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号 2 番です。立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね 50m 以内に 3 戸以上の住宅が連担しているため、第 1 種農地の中で例外的に許可できる「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、土地改良区からの回答が添付されております。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号 3 番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第 2 種農地」の「その他の農地」と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されておりますが、その他関係機関からの指摘事項があるので、その指摘事項が解決されることを許可条件とします。許可要件の解消後速やかな転用も確実であると思われます。このことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号 4 番です。立地基準ですが、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10ha 未満であることから、「第 2 種農地」の「市街地近接農地」と判断されます。一般基準の

資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、通路への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号5番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号6番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、「第3種農地」の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。現状はすでに駐車場となっており始末書も添付されているところです。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号7番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、「第3種農地」の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、駐車場及び資材置場への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号8番です。立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地が会社に隣接しているため、第1種農地の中で例外的に許可できる「既存施設の拡張」

と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、里道及び水路が含まれていますが、事前協議により里道においては払下げ可能見込み、水路においては占用許可可能見込みで確認が取れています。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、駐車場への転用はやむを得ないと判断するところです。

続きまして、使用貸借権の審議番号1番を補足説明いたします。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。関係行政庁の許認可等については、県道側溝への流末処理施工承認書の回答が添付されております。許可後の速やかな転用も確実であると思われます。このことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

東 委員 使用貸借権の審議番号1番の84㊦ではパネル数が215枚ですが、80㊦では270枚となっています。又面積が2909㎡のうち433㎡となっていますが、残りの使われない部分はどうかされるのでしょうか。

農地係長 パネル数につきましては84㊦の215枚が正解です。80㊦の270枚を215枚に訂正をお願いいたします。又、面積の部分につきましては、今回のこの土地は急傾斜地になっておりまして、今回太陽光を設置するところ以外は、非常に大きな急傾斜地となっていますので、太陽光などの設置は不可能かと思われます。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

梶山委員 59㊦の3番の案件ですが、以前他の案件で5955-78の現地を見たとき、その隣の保安林が該当地と比べると高かったような気がしたのですが、又、調整池を設けて自然放流とありますが、これがスムーズに行くのか気になったところです。

農地係長 この流末処理については隣の 2177-1 番地保安林に現在も自然放流しているという事で太陽光を設置した場合の協議として耕地林務課との協議もなされたとのことです。

梶山委員 高さ的にはどうですか。

農地係長 高さ的には高く見えますが、中の方は保安林側に勾配があり問題ないとの協議がなされたと聞いています。

梶山委員 この保安林は市の所有ですか。

農地係長 市の保安林で、建設担当の業者も 4～5 回ほど耕地林務と協議に来られたようです。

議 長 他に質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 30 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 30 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。ここで暫く休憩いたします。

(休憩)

議 長 次に、日程第 12 議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項及び 20 条 2 の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。86 頁からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇他 1 件であります。理由は全て規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は畑が 3 筆の 3,592 m²であります。申請農地の取引価格については、10 a 当り、76,775 円～709,220

円で売買される予定です。地域別では、顚娃2件となっています。次に、「賃貸借利用権」の設定でありますが、88 畝からになります。利用権を設定する者は、顚娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、顚娃町〇〇の〇〇〇〇ほか44件になります。設定面積は、田が11筆で8,869 m²、畑が66筆で75,911 m²の合計77筆の84,780 m²になります。地域別では、顚娃が5件、知覧が22件、川辺が18件、合計45件となっております。次に「使用貸借権設定」の設定でありますが96 畝からになります。利用権を設定する者は、顚娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、顚娃町〇〇の〇〇〇〇他16件になります。設定面積は、田が19筆の10,687 m²、畑が81筆の135,630 m²で合計100筆、146,317 m²になります。地域別では、顚娃6件、知覧5件、川辺6件、合計17件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号44番については下之門委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第31号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号44番を除く案件44件と使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第31号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号44番を除く案件44件と使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第31号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行い

ます。下之門 委員の退室を求めます。

(下之門 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 31 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 44 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 31 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。下之門 委員の入室を許可いたします。

(下之門 委員 入室)

議 長 下之門委員に報告いたします。議案第 31 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 13 議案第 32 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 農業委員会の活動点検・評価につきましては、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況 その他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ公表することとなっております。本日は、平成 29 年度の評価と平成 30 年度の活動計画につきまして、承認いただくというものでございます。まず、108 頁からの平成 29 年度の点検・評価については、「農業委員会の状況」、「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新規参入の促進」、「遊休農地に関する措置に関する評価」、「違反転用への適正な対応」の 5 つからなります。これらについては、7 月 20 日以降新体制になってから会長を中心に遊休農地関係の調査や農地の担い手への集積など目標に向かって委員の皆様積極的に活動していただき目標を達成したものと活動は実施されたがま

だ目標に到達していないものなどありますが、概ねその内容は目標を達成したものと考えております。又「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」については総会の開催日や、議事録の公表など市のホームページにより周知しております。また、116 頁からの平成 30 年度活動計画でございます。同じように先ほどの 5 つからになっております。これらは 2 月に承認をいただいた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の目標達成のための第一歩として計画を作成しております。ご審議方よろしく願いいたします。尚、今後の日程は、本日、承認を受けた後、6 月末までに市のホームページに掲載して公表することになります。また県を通して国に報告することになりますが、内容について県から、補正・修正依頼があった場合は、修正等後のものを、29 年度の評価と 30 年度の活動計画として公表させていただきますので、あらかじめ、ご了承いただきたいと存じます。以上で説明を終わります。ご審議方宜しく願い致します。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 32 号 農業委員会の適正な事務実施に向けた「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の承認について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 32 号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第 14 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

農政係長 先月話をした、農地の「貸したい」「借りたい」総点検についての補足説明を行う。（名簿にない方も臨機応変に対応してほしい。活動記録簿の記入の箇所。訪問の実施の調整等について）

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成30年第5回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 5 番 _____

会議録署名委員 7 番 _____